

上住許可第 41 号
令和 5 年 4 月 1 日

秋田県大館市片山字中通 6 番地 2
東北ビル管財株式会社
代表取締役 五十嵐 弘悦 様

先に申請のありました一般廃棄物収集運搬業について、上小阿仁村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 29 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和 5 年 4 月 1 日

上小阿仁村長 小林 悅次



1. 取扱廃棄物の種類

- (1) 事業系一般廃棄物
- (2) 一般家庭廃棄物

2. 許可の条件

- (1) 許可区域は、上小阿仁村一円の区域とする。
- (2) 収集、運搬されたものの処理は、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合長下廃棄物最終処分場及び北秋田市クリーン・リサイクルセンター以外で処分してはならない。
- (3) 収集運搬車は申請した車以外で収集してはならない。
- (4) 長下廃棄物最終処分場及び北秋田市クリーン・リサイクルセンターの規則に従うこと。
- (5) 常に、生活環境の保全に留意すること。

3. 許可期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。